

インダストリアル・ グローバルユニオン規約

(2025年11月5日のインダストリアル大会で採択されたバージョン)



名称

第1条——名称および本部

インダストリアル・グローバルユニオン(以下「インダストリアル」ともいう)は、本規約に準拠し、続いてスイス民法典(CC)第60条以下に準拠する団体である。

この団体の名称は、すべての言語で同一である。

この団体の本部は、スイスのジュネーブ州である。

目的および手段

第2条——目的

インダストリアルは、世界中の金属、化学、エネルギー、鉱業、繊維および関連産業でブルーカラー/ホワイトカラーの男女労働者を代表している、自由で独立した民主的な労働組合で構成される。

インダストリアルは、世界中の労働者の集団的な力を組織化して強化し、企業・国家両方に対して労働者の権利と共通の利益を促進・擁護するために結成された。この目的を達するために、インダストリアルは、世界中の製造労働者を労働組合に統合し、団体交渉を促進・調整することによって、グローバルな労働組合運動の強化に取り組む。

インダストリアルは、女性の権利とジェンダー平等を向上させ、全レベルの指導機関と活動における平等な登用などによって、労働組合への女性の完全統合を促進する。

インダストリアルは、環境を保護しつつ、すべての労働者に富の公平な分配、良好な労働条件、雇用および保障を提供する、民主的かつ公平で持続可能な経済構造を支持する。

インダストリアルは、全世界で労働組合権その他の人権、自由、平和、民主主義および社会的公正の尊重を促進するために闘う。

インダストリアルは、すべての人々の自決権を擁護し、皮膚の色、性別、種族的出身もしくは国籍、宗教的もしくは政治的信念、障害、ジェンダーアイデンティティーもしくはジェンダー表現、性的指向、外見、体の大きさまたは年齢に関係なく、あらゆる形態の差別に反対する。

第3条——手段

これらの目的を達成するために、インダストリアルは以下に取り組むものとする。

- 結社の自由、団体交渉、ストライキ権、差別/強制労働/児童労働の禁止、安全衛生、適正な賃金および合理的な労働時間など、国際的な労働権・労働基準の承認および効果的な実施を促進する。

- 時と場所を問わず労働者の権利が脅かされた場合は、政府、使用者またはその他の当事者による攻撃から加盟組織とその組合員を積極的に擁護する。
- 国境を越えた組織化・交渉キャンペーンを調整・促進する。
- 情報、教育および訓練の提供によって加盟組合を強化する。
- 労働法、経済・企業研究、コミュニケーション、組織・財政管理および労働安全衛生といった分野で、技術援助によって加盟組織を支援する。
- 他の組織との戦略的関係および連携を追求・調整する。
- 組織構成において種族的出身、性別、性的指向、年齢などを反映する多様性の確保に取り組むとともに、他のすべての官民機関にこれを要求する。
- その作業・活動の過程で、いかなる形態の差別や暴力、ハラスメント(GBVHを含む)もない、互いを尊重する環境を提供することを約束する。
- インダストリアルの世界・部門・地域機関のあらゆるレベルにおける女性の平等な権利と参画推進に向けた取り組みの一環として、40%の女性参加・参画目標を維持する。この目標は、インダストリアル活動のすべての側面でも考慮に入れる。

それぞれのネットワークおよび部門は、本条に沿って活動への女性の参加を確保するために、独自のルールを設定するものとする。インダストリアルは、地方、全国および世界レベルで女性参画を拡大・強化するために加盟組織と協力する。
- インダストリアル意思決定機関の全レベルおよびすべてのインダストリアルの国内活動、地域活動およびグローバル活動で労働力の多様性と包摂の拡大を目指す進行中の活動の一環として、若者参画・参加30%を目標にする。この目標は、予算およびプログラムの立案の際にも考慮し、部門別活動、訓練および組合構築活動の主流に組み入れる。
- 若年労働者の参加および勧誘を強化するための行動を促進する。
- 目標の達成に必要な活動、決議、キャンペーンまたは共同行動を開発する。
- 共同作業計画などによって、インダストリアル・ヨーロッパ労働組合との共同作業、協力および連携に関与する。
- 組織内外の政治・財政・管理業務において、あらゆる形態の腐敗と闘う。

加盟

第4条——部門

代表的かつ民主的で独立した労働組合は、組合員の全部または一部が本規約の付属資料に挙げる産業で雇用されている場合、インダストリアルに加盟する資格を有するものとする。

これらすべての産業で、ホワイトカラー／ブルーカラー両労働者を代表する。

第5条——加盟の必要条件

加盟の必要条件は、以下のとおりである。

- (a) 当該労働組合が、内部構造および対外関係において民主主義の原則に従っており、政府および使用者の影響を受けていないこと。
- (b) 当該労働組合が、インダストリオールの規約および決定を遵守することを約束し、その方針に従い、その方針と目的の実現に向けて取り組むことに同意し、その活動・行動についての情報を構成機関に提供し続けること。

第6条——加盟申請手続き

加盟申請は、書面でインダストリアル書記長に提出するものとする。申請書には、申請者の名称、組合員の人数と性質を記入し、インダストリアルが課す義務を受け入れる旨の記述を含めなければならない。

インダストリアルがすでに1つ以上の加盟組織を有する国から申請があった場合、書記長は、その国の加盟組織に当該申請について通知し、加盟組織のコメントを求めなければならない。

書記長は、それぞれの加盟申請書を、申請元の国のインダストリアル加盟組織の見解および当該申請に関する勧告とともに、執行委員会に提出しなければならない。

執行委員会の決定は当該組合に伝え、次の大会に報告するものとする。

加盟を拒否された申請者は、次期大会開催までに1回、執行委員会に再申請することができる。

加盟を拒否された申請者は、当該決定について次の大会に不服を申し立てることができる。この不服は書記長に申し立てるものとし、書記長は当該不服を、その実体的側面に関する勧告とともに次の大会に提出する。

第7条——除名、資格停止、脱退および再加盟

以下の場合、執行委員会または大会の決定によって、加盟組合を除名することができる。

(a) 2年分の加盟費を滞納しており、納入免除を認められておらず、加盟費納入義務の不履行について少なくとも2回通知を受けている場合

(b) インダストリオールの規約に明らかに違反している場合

(c) インダストリオールの利益を損なうとみなされる形で行動している場合

いずれの場合でも、書記長は、勧告を添えて、かつ除名が検討されている加盟組合と協議したうえで、執行委員会に当該事実を報告すべきである。執行委員会は、書記長の報告を受けたあとに適切な措置を講じる権限を有する。

当該加盟組織は、執行委員会の除名決定について大会に不服を申し立てることができる。この不服は書記長に申し立てるものとし、書記長は当該不服を、その実体的側面に関する勧告とともに次の大会に提出する。不服申し立ての結果が出るまで、当該加盟組織の権利と義務は停止されるものとする。

執行委員会は、規約に違反する行動またはインダストリオールの利益に反する行動に対して、当該違反が重要ではあるが除名を正当化するほど重要ではないと判断した場合、または特別もしくは例外的な事情から除名の代わりに一時的な資格停止が求められる場合、加盟組織の資格を停止する権利を有する。資格停止は、最大5年に制限されるものとする。当該加盟組織は、資格停止決定について次の執行委員会に不服を申し立てることができる。

加盟組織は、書記長に書面による通知を提出することによって、インダストリアルから脱退することができる。

第7条(a)に定める理由で除名された組合は、前加盟期間の未払い加盟費を全額納入すれば、インダストリアルに再加盟することができる。

加盟費

第8条——加盟費

規約第9条に従って納入を免除されている組織を除き、すべての加盟組合は、年次加盟費を納入するものとする。

基本年次加盟費は、大会で設定および修正する。

2025年現在、基本年次加盟費は組合員1人当たり1.38スイス・フランに設定されている。

基本年次加盟費は、次に掲げる13グループに基づき、当該加盟組合が本部を置く国の1人当たり国民総所得(GNI)に従って調整する。基準GNIは、世界銀行が公表した最新の報告において名目値で決定した数字とする。

加盟費グループ	1人当たりGNI	基本年次加盟費に対する割合
第1グループ	30,000米ドル超	100%
第2グループ	15,001～30,000米ドル	95%
第3グループ	14,101～15,000米ドル	90%
第4グループ	13,101～14,100米ドル	80%
第5グループ	12,001～13,100米ドル	70%
第6グループ	10,801～12,000米ドル	60%
第7グループ	9,501～10,800米ドル	50%
第8グループ	8,101～9,500米ドル	40%
第9グループ	6,601～8,100米ドル	30%
第10グループ	5,001～6,600米ドル	20%
第11グループ	3,301～5,000米ドル	10%
第12グループ	1,501～3,300米ドル	5%
第13グループ	1,500米ドル未満	2%

基本年次加盟費は、直近に公表されたスイスの消費者物価指数に従って毎年調整するものとする。スイスの消費者物価指数の変動に起因する加盟費の変更は、2年遅れで適用するものとし、インダストリアルが来る変更の少なくとも6カ月前に加盟組織に通知できるようにする。

執行委員会は、加盟組織からの要請および会計監査委員の勧告により、ある暦年にスイス・フランに対する通貨為替レートが10%を超えて下落した国の加盟組織について、加盟費を一時的に減額することができる。執行委員会は、この趣旨の具体的なガイドラインを策定する。

基本年次加盟費に、前暦年末に当該加盟組合が申告した組合員数を乗じるものとする。加盟組織は、基本全国組合費の50%以上を納入しているインダストリアル関連部門のすべての組合員を申告しなければならない。

各加盟組合の最低年次加盟費は、100スイス・フランを下回らないものとする。

書記局は、当該加盟組合が申告した組合員数に基づいて、各加盟組合の年次加盟費を計算するものとする。

年次加盟費は、各暦年の前半に納入しなければならない。

ある労働組合が暦年の中途に加盟を認められた場合、その年の年次加盟費は、加盟時の申告組合員数に基づいて、執行委員会が加盟を承認した日から日割り計算で算出するものとする。

年末時点で加盟費を滞納しており、第9条に基づく納入免除を認められていない労働組合は翌年、大会および執行委員会の会合を含めて、インダストリアルすべての会合にお

ける参加権・投票権を失う。加盟費を滞納している加盟組織の代表は、もはや意思決定機関、地域機関または部門機関の委員を務めることができず、いずれの方法によるかを問わずインダストリアルを代表することができない。

第9条——納入免除

納入免除申請は、当該納入免除を申請する年の第1四半期に書面で書記長に提出しなければならない。当該申請に関する補足資料もすべて同時に提出しなければならない。納入免除申請を承認するかどうかは、執行委員会が決定するものとする。

年次加盟費の納入免除は、申請組合の支配の及ばない外部要因が原因で当該組合が厳しい財務状況にある異常な事態においてのみ、執行委員会によって許可されるものとする。納入免除は、1年ずつのみ許可される。

機構

大会

第10条——大会

インダストリアル最高機関は、大会とする。大会は、少なくとも4年に1回は開催される。

執行委員会は、大会の開催日、開催期間、開催地および議題を決定するものとする。

第11条——大会への参加

大会は、財政を含むすべての義務を果たしている加盟組合の代表で構成される。各加盟組合は、大会の代表者数を決定し、その経費に責任を負うものとする。

執行委員会は、代議員数の制限を決定することができ、加盟組合に妥当な通知を行う。

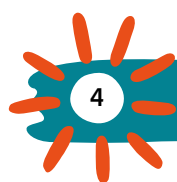
大会代議員は、大会前に書記長に委任状を提出することを条件として、他の加盟組合を代表することができる。

加盟組合は、代議員団の編成においてジェンダー、世代および部門の適切なバランスを考慮するものとする。代議員の少なくとも40%を女性にするものとする。

代議員が2人のみの場合は、1人を女性にするものとする。

すべての加盟組織が、代表団に35歳以下のメンバーを含めるようにすべきである。代表団の代議員4人に1人は35歳以下であるべきである。

会長、副会長、書記長、書記次長および部会長は、大会で発言権を有するが、投票権は有しないものとする。ただし、同時に加盟組織を代表している代議員でもある場合は、その限りではない。



第12条——招待状、議題、議事規則、動議および決議

書記長は、開催初日の6カ月前までに、すべての加盟組合にメールで大会の開催時間および開催地を通知するものとする。大会は、議事規則を決定する。

執行委員会およびすべての義務を果たしているすべての加盟組合は、大会に決議および動議を提出する権利を有する。加盟組合からの決議・動議案は、大会開幕の4カ月前までに、書記局に提出しなければならない。

書記長は、大会開催初日の3カ月前までに、すべての加盟組合に大会議題案ならびに行動プログラム、報告および決議を送付するものとする。加盟組合は、大会開催初日の1カ月前までに、書記局に決議修正案を提出するものとする。

大会開催中に加盟組織から提出された緊急決議については、少なくとも5カ国の加盟組合が支持する場合に限り、検討を加えるものとする。

第13条——大会の任務

通常大会の任務は、以下のとおりとする。

- (a) 今後4年間のインダストリアルールの戦略、目標および活動の審議・採択。
- (b) 書記局報告、財政報告、会計監査報告・外部監査報告、執行委員会の活動報告など、提出された報告書を再検討し、必要に応じて承認。
- (c) 提出されたすべての動議および決議の決定。
- (d) 基本年次加盟費の水準の決定。
- (e) 会長、書記長および最大3人の書記次長、ならびに各地域の執行委員の勧告に基づいて、執行委員の中から規約に定める地域当たり1人の副会長を選出。

会長および副会長は、出身組織で選出ポストに就いていなければならない。

インダストリアルール・グローバルユニオンは、会長、副会長、書記長および書記次長を含むグループとしての選出指導部において、ジェンダー多様性および包括性を促進することを約束する。選出指導部は、公正かつ包括的なジェンダーバランスを反映し続け、選出指導部の女性比率40%以上の達成に向けた進展が維持されるようにするものとする。

- (f) 5人の会計監査委員の選出。
- (g) 第16条で配分された議席数に基づき、各地域が指名した執行委員およびその代理を選出。
- (h) 組合の加盟または除名に関する不服申し立ての検討。

- (i) 部門の設置。
- (j) インダストリアルールの解散。
- (k) インダストリアルール規約の修正。
- (l) インダストリアルールと別組織との統合の承認。

すべての大会決定は、大会に出席しているか代表を送っている加盟組合による単純多数決で行われる。ただし、(j) および(k)の決定については、大会に出席しているか代表を送っている加盟組合による全投票数の少なくとも3分の2の多数票が、(l)の決定については、大会に出席しているか代表を送っている加盟組合による全投票数の少なくとも4分の3の多数票が必要とされる。

第14条——大会投票権

インダストリアルールに対する財政的義務を履行している各加盟組合は、大会で投票権を有する。

各加盟組織は、第8条に従って当該組織が加盟費を納入した各組合員につき1票を有するものとする。投票権の計算は、当該大会期間の加盟費納入組合員の平均に基づくものとする。

ある加盟組織に加盟費納入義務の全部または一部の免除が許可された場合、当該組織の大会投票権は、それに応じて削減されるものとする。

第11条に従って他の加盟組合から委任を受けている加盟組織も、同様に投票を行うことができる。

臨時大会

第15条——臨時大会

臨時大会は、執行委員会の決定によって、または全加盟組合の5分の1から書記長への要請書によって招集されるものとする。

臨時大会の開催日、開催地および招集理由の通知は、大会前にできるだけ早く全加盟組合に対して行う。

執行委員会は、本規約に従って、臨時大会の議事規則および議題を決定するものとする。

執行委員会

第16条——執行委員会のメンバー

執行委員会は、以下のとおり構成するものとする。

- (a) 選出メンバー：加盟組合および地域を代表し、インダストリアルールの活動を促進する。

以下の配分により、60人を選出するものとする。

アジア太平洋	12議席(女性5人以上)
ラテンアメリカ・カリブ海	6議席(女性3人以上)
中東・北部アフリカ	2議席(女性1人以上)
北米	9議席(女性4人以上)
サハラ以南アフリカ	6議席(女性3人以上)
ヨーロッパ	25議席、うち中東欧7議席(女性3人以上)、西ヨーロッパ18議席(女性7人以上)

各地域内の諸国間の定数議席の配分は、当該地域内の加盟組織が決定するものとする。

- (b) 会長
- (c) 書記長、発言権はあるが投票権はない。
- (d) 書記次長、発言権はあるが投票権はない。
- (e) グローバル青年委員会の代表2人(男女各1人)、発言権はあるが投票権はない。

全体的に、執行委員会の構成は、ジェンダーバランス、地域、部門に関する組合員構成を反映するものとする。

第17条——執行委員会の投票

執行委員会は、あらゆる分野において、最大限広範な合意に達するよう努力するものとする。

執行委員会の定足数は、投票権を有する委員総数の過半数が出席した場合に満たされる。決定は、多数決で下すものとする。賛否同数の場合は、会長が決定票を有するものとする。投票が必要な場合は、過半数の委員が無記名投票を要求しない限り、挙手により行うものとする。

第18条——執行委員会

執行委員会は、少なくとも年に2回は会合を開く。これらの会合は、書記長が会長と協議して招集する。執行委員会が設定する各会合の開催日および開催地は、会合の4カ月前までに執行委員および全加盟組織に伝えるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、できるだけ前もって(遅くとも30日前までに)通知するものとする。

執行委員会は、独自の規則を決定するものとする。執行委員会は、参加を促進するためにあらゆる適切な通信技術を活用するよう奨励される。

書記長は、会長と協議して各会合の議題を作成するものとする。議題は、通常の会合の開催初日の2週間前までに、会合で取り扱う問題に関する報告書とともに、執行委員に提

供するものとする。後日緊急事項または重要事項が発生した場合は、例外を認めることができる。

会長は、執行委員会のすべての会合の議長を務めるものとする。会長が会合の全部または一部に出席しない場合は、副会長のうちの1人が会長の不在中に議長を務める。

執行委員会のすべての会合の議事録を残すものとする。これらの議事録の写しは、会合後できるだけ早く執行委員および会計監査委員に送付するものとする。議事録は、すべての加盟組織にも配布する。

第19条——執行委員会の任務

執行委員会の任務は、以下のとおりとする。

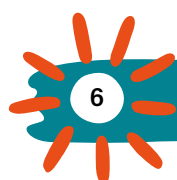
- (a) 大会で採択されたすべての活動、決定、決議、動議および方針を再検討し、それらが次期大会まで実施・遂行されるようにする。
- (b) インダストリアルオールが、地域機構および部門機構全体で、共通の原則と優先課題に基づく単一のグローバル組織として機能するようにする。
- (c) 書記局および会計監査委員・外部監査人から提出されたすべての報告を再検討する。

この作業の一環として、執行委員会は、各作業分野における進展に関する書記長の活動報告、財政報告および会計監査報告・外部監査報告、ならびに関連する追加の地域報告、部門報告またはその他の報告を検討し、これらの活動において書記長に指示を与えるものとする。

- (d) 会計監査委員・外部監査人が再検討した年次報告書を承認する。
- (e) 書記長のそれ以降の職責を免除する。
- (f) 書記長が作成した年間予算を再検討、議論および承認する。

執行委員会は、インダストリアルオールの長期財政計画、収入ニーズ、外部資金プロジェクト、スタッフとの団体交渉の委任事項など、その他の財政問題にも対処する。

- (g) 投資および不動産を含むインダストリアルオールの資産の管理を監督する。資産の利用および処分に関する本質的な変更については、執行委員の75%の承認を要するものとする。
- (h) インダストリアルオールの活動に影響を与える重要な世界的政治・経済事象を再検討し、必要な行動を取る。
- (i) 規約に従って、加盟申請および除名案を決定し、脱退に留意する。
- (j) 大会と大会の間に会長職が空席となった場合は、次の大会までの間、副会長の中から会長代行を指名する。



- (k) 大会と大会の間に副会長職のいずれかが空席となった場合は、次の大会までの間、委員の中から副会長代行を指名する。
- (l) 大会と大会の間に書記長職または書記次長職のいずれかが空席となった場合は、次の大会までの間、書記長代行または書記次長代行を指名する。
- (m) 大会と大会の間に執行委員会の正委員職および代理委員職のいずれかが空席となった場合は、各地域と協議のうえ、次の大会までの間、新しい正委員および代理委員を指名する。
- (n) 外部監査人を指名する。
- (o) 大会と大会の間に会計監査委員職のいずれかが空席となった場合は、次の大会までの間、1人以上の会計監査委員を指名する。
- (p) 部会長職のいずれかが空席となった場合は、関連部門の加盟組織と協議して、部会長を指名する。
- (q) 目に余る職務怠慢があった場合に、書記長または書記次長の解職を決定する。
- (r) 次期大会の開催日、開催地および議題を選択・承認する。
- (s) インダストリアルールの活動に関連があるとみなされる分野に関する特定の活動のために、特別委員会、作業部会、ミッションまたはプロジェクトを設置する。
- (t) 部門別活動のガイドラインを設定し、大会と大会の間に部門を追加し、部門間にクラスターを設置する。
- (u) 地域活動を促進するために、1つ以上の地域で地域事務所を設置または閉鎖する。すべての地域事務所の勘定について、毎年監査を行うものとする。当該監査に関する報告はすべて、毎年書記局と執行委員会に提出するものとする。

女性委員会

第20条——女性委員会

メンバーおよび会合

女性委員会は、執行委員会の常設委員会である。

メンバーは女性の正・代理執行委員とする。

女性委員会は、2人の共同議長を選出する。

女性委員会は、少なくとも毎回の執行委員会の前に会合を開く。

条21条——グローバル青年委員会

グローバル青年委員会は、インダストリアルール・グローバルユニオンの常設委員会である。

グローバル青年委員会は、各地域2人の代表で構成され、その構成にジェンダーバランスを反映させる。

グローバル青年委員会への指名は、地域青年機構が行うものとする。

グローバル青年委員会は、2人（男女各1人）の共同議長および1人の書記を選出する。

グローバル青年委員会は、2年に1回対面で、および少なくとも年に1回はリモートで会合を開くものとする。

会長

第22条——会長の任務

- (a) 会長は、大会および執行委員会のすべての会合の議長を務めるものとする。
- (b) 会長は、当該会合のすべての議事が規約および関連議事規則に従って行われるようにするものとする。
- (c) 会長は、書記長と共同で、書記局および地域事務所の活動の監督および一般的指示に関して、インダストリアルールに責任を負うものとする。
- (d) 会長は、インダストリアルールでの任期中のいずれかの時点で選出組合ポストを辞任した場合、直ちにインダストリアルールでの職を辞任するものとする。その場合、副会長は互いに協議し、どの副会長が次の執行委員会まで暫定的に会長職を引き受けるかを決定する。次の執行委員会は、副会長の中から、次期大会まで暫定的に会長代行を務める者を1人選出するものとする。
- (e) 会長は、組織の団結を確保し、加盟組織の多様性を考慮に入れた必要な合意を模索する。

副会長

第23条——副会長の任務

副会長は、各地域の代表として会長を補佐する。

会長および副会長は、緊密に協力する。会長および副会長は、執行委員会が下した決定の効果的な実施を確保するために、各地域で書記長の連絡窓口となる。

会長が例外的に会合に出席することができない場合は、副会長が代理を務める。

副会長は、各地域執行委員会のすべての会合の議長を務めるものとする。副会長は、当該会合の議事が規約および関連議事規則に従って行われるようにするものとする。

副会長は、地域におけるインダストリアル・アクション・プランの実施および各地域特有の問題に関する一般方針の立案にあたって、地域事務所と協力する。地域事務所および書記局は、副会長と協力する。

副会長は、第16条に規定されるジェンダー代表に従って、各地域の執行委員の選挙および代理選挙を調整するものとする。

副会長は、インダストリアルでの任期中のいずれかの時点で選出組合ポストを辞任した場合、直ちにインダストリアルでの職を辞任するものとする。

会計監査委員・外部監査人

第24条——会計監査委員・外部監査人

大会は、5人の会計監査委員を選出するものとする。会計監査委員は、執行委員会の正委員になることができない。

会計監査委員は、内部監査ならびに当該監査に利用される関連手続き、方針および方法に責任を負い、執行委員会に年2回、調査結果に関する報告書を出すものとする。会計監査委員は、執行委員会が指示するその他の責任も引き受けるものとする。

最低3人の会計監査委員が、少なくとも年に2回は帳簿を検査するものとする。

会計監査委員は、これらの帳簿が適用法、公正な会計慣行および本規約に従って備えられていることを確認するものとする。さらに、経済活動が執行委員会および大会の決定に対応しているかどうか確認するものとする。

会計監査委員は、外部監査人と協力して活動するものとする。外部監査人は、通常の年次監査を実施するものとする。

書記局

第25条——書記局の運営

書記局の運営は、書記長に委任するものとする。書記長は、スタッフを任命するものとする。雇用されたすべてのスタッフは、書記長の管理下に置かれ、各自に課せられる任務を遂行するものとする。

第26条——書記長の任務

書記長は、大会および執行委員会の指示に従って、以下の義務を負うものとする。

(a) 大会および執行委員会の決定および方針を実施する。

(b) 常に、あらゆる点でインダストリアル全体の利益を守る。

(c) インダストリアル全体の法的代表を務める。

(d) 会長および各地域の執行委員と協議のうえ、すべての主要業務を管理・指揮し、すべてのスタッフ問題およびその他の人事問題を取り扱う。

書記長は、会長および執行委員会と協議して、スタッフとの交渉によって労働条件を整備する。

(e) 財務責任者としての役目を果たし、財務管理全般に責任を負う。これには、年次加盟費徴収の監視、財務その他の事業活動・取引の実施、財務勘定および収支記録の維持、財政報告の作成、ならびに会計監査委員・外部監査人の検査を受けるための会計年度終了後の可能な限り早い帳簿提出が含まれる。

執行委員会が別段の決定を下さない限り、書記長またはその被指名人は、インダストリアルを代表して文書に署名する権限を有する。書記長は、財務管理の上級責任者であるスタッフまたは執行委員会が指名した別のスタッフとともに、すべての主要な財務文書にも署名するものとする。

(f) 大会およびその他の規約に基づく会合のすべての文書を作成する。書記長は、各大会およびすべての規約に基づく会合で活動について報告し、大会および執行委員会の主要決定事項を全加盟組織に通知するものとする。

(g) 外部機関に対してインダストリアルを代表し、主たるスポークスパーソンの役目を果たす。

(h) 加盟組合および一般向けのすべての資料、出版物およびその他のメッセージの編集責任を負う。

第27条——書記次長の任務

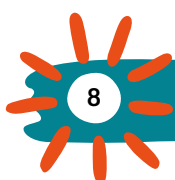
書記長は書記次長とともに指導部を構成し、指導部は書記長の権限下で活動する。指導部は、会長と協議して政治・管理責任の配分について合意し、それに応じて執行委員会に通知する。

部門

条28条——部門

大会および執行委員会は、加盟組織の組織的管轄範囲に該当する特定産業部門およびホワイトカラー労働者のための部門を設置することができる。これらの部門は、当該労働者を代表する加盟組合で構成されるものとする。

執行委員会は、部門の活動を組織するものとする。各部門は、管理上の目的でクラスターにグループ分けすることができる。



それぞれの部門またはクラスターは、2人(男女各1人)の共同部会長を選出するものとする。共同部会長は、執行委員会および書記局と協力して部門を組織し、当該部門における国際活動の実施および特定の部門横断的問題への取り組みに必要な会合および行動を手配するものとする。

各部門は、第3条に従って、部門活動への女性の全面参加を確保するために、部門のルールの実施に責任を負うものとする。

地域機構および国別機構

条29条——地域

インダストリアルは、以下の地域で活動するものとする。

- 北米
- ラテンアメリカ・カリブ海
- サハラ以南アフリカ
- 中東・北部アフリカ
- アジア太平洋
- ヨーロッパ

各地域の執行委員は、地域執行委員会を構成する。

地域執行委員会は、存在する場合、少なくとも年に1回は会合を開く。

地域執行委員会は、

- 地域アクション・プランを決定する。
- 地域特有の優先課題および問題に取り組むための一般方針について議論する。
- 地域の優先課題および資源に基づいて、大会および執行委員会が決定するインダストリアル的一般方針および優先課題の地域における実施を支援する。

必要に応じて4年に1回、地域の全加盟組織の地域大会を開催することができる。地域大会は、地域のインダストリアル執行委員の中から2人(男女各1人)の共同議長を選出し、副会長とともに地域で活動を調整させることができる。地域大会は、小規模の調整機関の設置を決定することもできる。

地域事務所は、各事務所に割り当てられた資源に基づいて、地域執行委員会が決定する活動を支援し、地域副会長と協力し、地域の活動を遂行するものとする。

各地域は、地域女性委員会および地域青年委員会を設置することができる。

第30条——国別協議会

国内に複数のインダストリアル加盟組合が存在する国においては、加盟組合により、共同行動の推進と加盟組合と書記局との関係維持を目的に国別協議会を設立することができる。

各国別協議会は、この第3条に従って、その活動への女性の全面的かつ積極的な参加を確保するために独自のルールを設定し、これらのルールの実施に責任を負うべきである。

加盟組織の義務

第31条——インダストリアル会合にかかる加盟組織の経費

大会、執行委員会ならびに女性委員会およびグローバル青年委員会を含むインダストリアル会合に出席するために代議員が負担するすべての経費は、当該加盟組織が支払うものとする。書記長は、執行委員会が合意した原則に基づいて例外を認め、特定代議員の経費の一部または全部の支払いを許可することができる。

第32条——差別、暴力およびハラスメント

インダストリアル作業・活動に参加するすべての加盟組織および個人は、その作業・活動の過程で尊重と人間の尊厳を促進し、いかなる形態の差別や暴力、ハラスメント(GBVHを含む)もない環境をすべての人に提供するという、インダストリアル約束を尊重するものとする。

これらの原則およびその実施を支援するために執行委員会が採択・列挙した方針(GBVH、女性蔑視および性差別に関する方針を含む)の違反があった場合は、個人に対し、当該方針に定める制裁を科すことができる。

これらの原則および当該方針の重大な違反または度重なる違反があった場合は、当該組織がインダストリアル活動への参加者の尊重および人間の尊厳を損なう可能性があり、組織の完全性に影響を及ぼす恐れのある方法で、原則および方針の条項を故意に支持しなかったことを条件として、当該加盟組織に制裁を科すことができる。

書記長は、上記の方針に定める守秘義務の原則を尊重して、執行委員会に当該事例に関する報告および加盟組織に対する制裁案を提出する。執行委員会の決定は、当該組合に伝えるものとする。

解散

第33条——解散

インダストリアルールの解散は、大会によってのみ行うことができる。その旨の決定については、第14条に従って、大会に出席しているか代表を送っている加盟組合による全投票数の少なくとも3分の2の多数票を得なければならない。

解散の場合は、いかなる事情があっても、いかなる方法でも残余財産の全部または一部をインダストリアルールの創設メンバーに返還し、または創設メンバーのために利用することができない。残余財産は、同様の公共目的を追求し、税額控除の利益を得る機関に譲渡しなければならない。

規約——通則

第34条——規約の解釈

本規約の解釈に関して意見の相違がある場合は、執行委員会が、当該解釈が原因で必要となる規約変更に関して決定権を有する機関であるものとし、それについて大会に勧告することができる。

本規約の文言に関して意見の相違がある場合、原版の基準言語はフランス語とする。

第35条——規約の変更

大会は、規約を修正する権限を有する唯一の機関とする。

規約修正の決定については、第14条に従って、大会に出席しているか代表を送っている加盟組合による全投票数の少なくとも3分の2の多数票を得なければならない。

付属資料

インダストリアル管轄産業部門一覧

以下の産業を含む製造・生産労働者、管理事務職、事務職、科学職、専門職、監督職および技術職：

I.航空宇宙

すべての商業用・防衛用航空宇宙関連産業(宇宙船の打ち上げ、ミサイル、衛星、維持・修理・整備、複合材料、特殊金属、化学製品、エレクトロニクス、内装および航空電子機器を含むが、これに限らない)における機体、部品、エンジン、その他のコンポーネントおよび供給品の製造、組み立て、設計、開発および修理。

II.自動車

自動車産業およびサプライチェーンにおける生産、研究開発、流通およびサービス。

III.素材金属

鉄鋼・アルミニウム・貴金属・非鉄金属製の材料および製品の生産、研究開発および再利用。

IV.化学、医薬品およびバイオサイエンス

化学元素・化合物・化学製品、医薬品、化学技術製品、石油化学製品、農薬、プラスチック、プラスチック製品、プラスチック複合材および人工繊維の研究、生産および精製。生物工学的な手法または遺伝子工学的技術に由来する製品・材料の研究および製造。

V.エネルギー

あらゆる種類の一次および二次エネルギーの採掘、生産、生成、精製および配給。

VI.産業・環境サービス

廃棄物処理・回収、汚染規制、再利用、清掃・保守、洗濯、ドライクリーニング・衛生サービス、運搬、警備および関連活動。

VII.ガラス・セラミック・セメント関連産業

板ガラス、容器ガラス、ガラス繊維、家庭用ガラス、工業用ガラスおよびその他すべてのガラス製品、あらゆる種類の陶器・粘土・セラミック製の材料、複合素材および製品、セメント・非金属鉱物製の複合素材および製品の研究、生産および製造。

VIII.ICT・電機・電子

電子部品・計器、コンピューター、通信装置、消費者向けエレクトロニクス製品、白物家電および電気機器の生産および研究開発。

IX.機械エンジニアリング

工作機械、冶金・採掘・建設用機械、繊維・被服・皮革生産用機械、農業・林業機械、揚重・取扱設備、ポンプ/コンプレッサー、ベアリング、エンジン/タービン、工業用炉・焼却炉、伝動装置、環境技術設備の生産。

X.鉱業・DGOJP

無煙炭・褐炭、金属・非金属鉱物、粘土・砂・砂利の探査、抽出および加工、ダイヤモンドおよび宝石の選別、加工および研磨、真珠の養殖・配置、時計製造、装飾品・宝飾品製造(DGOJP)。

XI.紙パルプ

パルプ、紙、複合材板、クラフト紙、紙包装およびその他の紙・複合材板製品の研究、生産および加工。

XII.ゴム

合成ゴム・合成複合材料の研究および生産、ならびに天然ゴム製品・合成ゴム製品の製造。

XIII.造船・船舶解撤

生産、研究開発、建造、艀装、解体および関連造船作業、船用機器、船舶保守、船舶解撤ならびに船舶再利用。

XIV.繊維・皮革・衣料・製靴・繊維サービス

繊維・衣料・靴・皮革製品/工業用布/自動車用繊維用品/敷物類の製造、その他の軽工業、繊維サービス(洗濯を含む)。

XV.サービスおよびその他の産業

他のグローバル・ユニオン・フェデレーション(GUF)の管轄外のサービスおよびその他の産業。

本部 地域事務所

ラテンアメリカ・カリブ海事務所

54 bis, route des Acacias
1227 Geneva
Switzerland
Tel: +41 22 308 5050
Email: info@industrialunion.org

アフリカ事務所

Sunnyside Office Park Building C
Ground Floor, 32 Princess of Wales Terrace
Parktown
Johannesburg 2193
South Africa
Tel: +27 11 242 8680
Email: africa@industrialunion.org

ラテンアメリカ・カリブ海事務所

Avenida 18 de Julio No 1528
Piso 12 unidad 1202
Montevideo
Uruguay
Tel: +59 82 408 0813
Email: alc@industrialunion.org

南アジア事務所

B 42, first floor
Panchsheel Enclave
New Delhi - 110017
India
Tel: +91 11 4156 2566
Email: sao@industrialunion.org

東南アジア事務所

809 Block B, Phileo Damansara II
No 15, Jalan 16/11
46350 Petaling Jaya Selangor
Darul Ehsan
Malaysia
Email: seao@industrialunion.org

2025年11月